

地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想

三重県

この基本構想は、各地域の「強み」である地域産業資源を活用して新商品の開発等の事業を行う中小企業を支援し、地域の活性化をはかるために制定された「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な方針、地域産業資源の内容及び当該地域産業資源を用いて行う地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進する方策を定めるものである。

1. 地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な方針

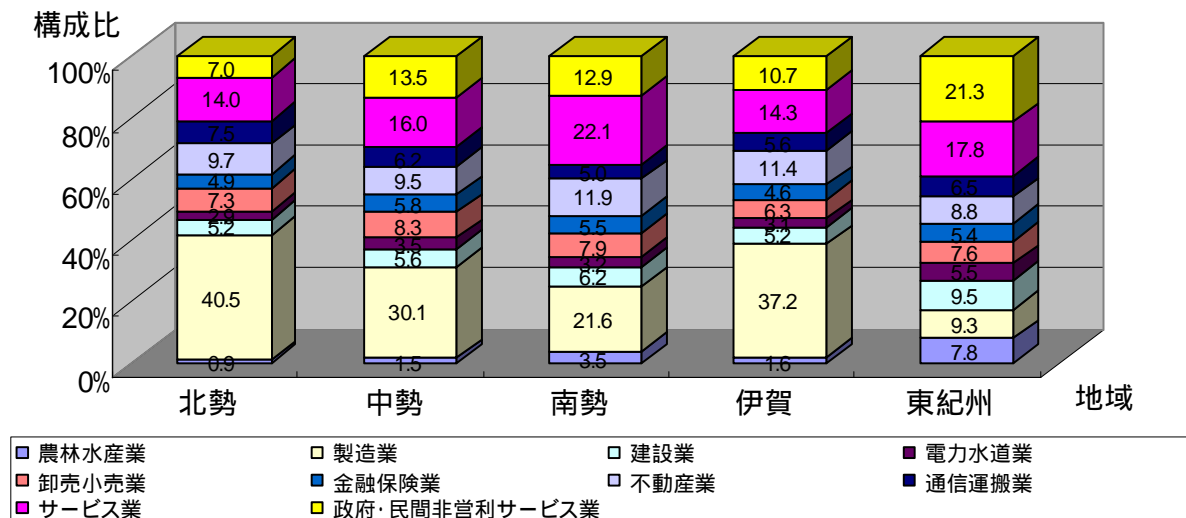
(1) 地域産業資源活用事業を促進する意義

本県の県内総生産額は7兆5,333億円で、産業別に見ると、製造業、卸・小売業、サービス業の割合が高く、中でも製造業は全体の約35%を占めている。

また、製造品出荷額等は、全体で9兆4,581億円(全国10位)で、北勢地域が65.2%、中勢地域が19.1%を占めており、輸送用機械器具、電気機械器具、化学、石油・石炭製品の3業種で65.3%となっている。

産業構造を総生産ベースで見ると、製造業の割合が高い地域は、北勢地域40.5%、伊賀地域37.2%、中勢地域30.1%となっている。一方、南勢地域では、サービス業の割合が22.1%で最も高く、伊勢志摩の観光産業が盛んなことが関係している。また、東紀州地域では、製造業の割合は10%に満たず、政府・民間非営利サービス業の割合は21.3%で最も高く、他地域と比べて農林水産業の比率が7.8%と高くなっている。

(図1 地域別の産業構造)



* 鉱業を除く

* 地域別の市町一覧

北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
 中勢：津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
 南勢：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
 伊賀：伊賀市、名張市
 東紀州：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

県内の経済情勢は、製造品出荷額等の状況にみられるように、県の北中部を中心に大手製造業の進出や設備投資が好調で、景気は回復基調にあるが、県の南部では少子高齢化、過疎化などの社会的要因や、基幹である第1次産業の不振により地域の活力の低下が懸念されている。また、伝統工芸品産業、地場産業に属する中小企業では、生活様式の変化や安価な海外製品との競合などにより、依然厳しい状況が続いている。

(表1 産業別県内総生産) (単位: 億円)

	平成14年度 (構成比)	H15 (構成比)	H16 (構成比)	対前年度増加率(%)		
				H14/H13	H15/H14	H16/H15
第一次産業	1,368 1.9	1,346 1.9	1,298 1.7	4.4	1.6	3.6
第二次産業	27,460 38.5	28,389 39.2	31,119 41.3	2.2	3.4	9.6
第三次産業	45,611 64	45,731 63.2	46,010 61.1	0.4	0.3	0.6
県内総生産	71,254	72,364	75,333	0.8	1.6	4.1

こうした中、県においては、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進していくための「三重県地域産業振興条例」を制定しており、当該条例が目指す「地域の特性に応じた産業の振興」を推進していくためには、国、市町、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力により、進めていくことが求められている。

また、国の「新経済成長戦略」でも、人口減少と急速に進む少子高齢化は、地方においてより加速されて進むものと推測されており、経済のグローバル化による国内外の地域間競争の激化と併せて、地域間の経済格差の拡大が懸念されるなか、地域経済活性化への取組が以前にも増して求められている。

地域経済の活性化をはかるためには、競争に打ち勝つ商品・サービスの高付加価値化・高度化のほか、それぞれの地域の伝統技術、特色ある農林水産品やものづくり基盤などの地域産業資源の特徴を活用した商品づくりやブランド化の推進など、多様な主体による地域の取組が必要とされてきており、県内では次の取り組み事例がある。

国指定の伝統工芸品産業や地場産業においては、現代的な需要にあわせた新商品開発が進められ、「四日市萬古焼」の土鍋を内釜に使用した電子炊飯ジャー、「伊賀焼」のIH対応型陶製調理器等で活用されているほか、「伊勢形紙」による照明器具とのコラボレーション等の研究も進められている。

また、全国でも有数の集積地となっているマンホール・グレーチング製造などの鋳物産業の振興をはかるために、三重県科学技術振興センターと企業が参加する新製品開発研究会を設置してマンホールの蓋の防滑製品の開発を目指している。

農林水産品では、全国3位の生産量の「伊勢茶」は、生産履歴管理のもと環境に優しい安全安心な伊勢茶づくりにより、かぶせ茶、深蒸し茶など特徴ある付加

価値の高い商品づくりが行われており、「南紀みかん」の生産事業者では、様々な柑橘類が通年栽培できる特性を生かした商品づくりに加えて、機能性を生かした化粧品等新たな商品開発が行われている。

高級国産和牛の代名詞ともいわれる「松阪牛」は、肥育エリアを厳密に定義し、トレーサビリティの導入によって、ブランドの維持・管理が行われている。

水産業では、消費者のニーズにあわせた「干物」のワンパッケージ商品を開発するなど、新たな需要開拓を進めており、海外への展開を視野に販路拡大を図っている。また、マダイ等の養殖が盛んな一方、「クエ」や「ハバノリ」など従来養殖が難しいと言われていた魚種や海藻について海洋深層水を活用することによる新しい養殖技術を開発するなど、様々な高付加価値化に取り組んでいる。

観光分野においては、国内外の観光地間競争で厳しい環境下にある一方で、歴史ある特徴的な町並みを再現し、名産品・歴史・風習などが一度に味わえる観光施設や、地域の特産品を生かした手作りの体験等ができる施設では、多くの観光客で賑わっている。

今後は、「熊野古道」など、特徴ある観光資源と地域の特産品を組み合わせ、体験、健康、癒し等をテーマとした新たな事業の展開による集客・交流が計画されている。

このように、当該地域に特徴的なものとして認識されている地域産業資源が有する品質、機能、歴史的又は文化的背景を活用した取り組みは、地域の中小企業者が他地域の企業と差別化をはかり、商品や役務の付加価値を高めるための重要な要素となり得るものであるとともに、それを活用した事業活動の成功が、当該地域産業資源を活用した他の事業活動を促進するという特性を有している。

そこで、県内各地域の活力を維持発展させるため、それぞれの地域産業資源と地域の「知恵」・「やる気」を生かした活力ある地域産業の振興をはかることで、当該事業者のみならず、当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動を促し、地域における知識やノウハウの蓄積、消費者等の認知度の向上等とあいまって、当該地域産業資源を核とした地域産業の発展に繋げていく。

(2) 地域産業資源の特定及びその活用への支援にあたっての基本的な考え方

地域産業資源は、個々の中小企業者や個人のみが有する経営資源の枠を超えて、地域の中小企業者に共有され、現にあるいは潜在的に活用可能であって、当該中小企業者の競争力強化の源泉となり得る資源である。

地域産業資源の特定にあたっては、法第2条2項の定義を受けて、地域における中小企業者の事業活動を促進し、地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得るもので、その活用を促進する意義を有すると考えられるものを地域産業資源として特定する。

(参考) 地域産業資源の範疇

地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品
当該鉱工業品の生産技術
文化財、自然の風景地、温泉等の相当程度認識されている観光資源

そのため、特定する地域産業資源は、次の 及び の属性を有するものとする。

地域の中小企業者が現にあるいは潜在的に活用可能であり、その活用を促進することで当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動や当該事業と密接に関連する事業活動を促進する可能性が高いものであること。

当該地域産業資源が、他地域の同種の地域産業資源と比べて生産量、品質、機能、歴史的・文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって消費者等に相当程度認識されているものであること。

なお、 の可能性の程度及び の認識の程度については、法第3条第1項の規定に基づき定められた「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」の定めるところによるものとする。

また、地域産業資源の特定とともに、中小企業者が地域産業資源を活用して商品の生産又は役務の提供を行うことが想定されている地域を示すものとし、当該地域は、地理的連続性、地域内での継続的取引の存在、行政単位等の観点を総合的に勘案し、基本的に単数又は複数の市町を単位として設定する。

地域産業資源の内容については、定期及び随時に市町及び関係団体等から意見聴取するとともに、中小企業者による当該地域産業資源の活用実態や、新たな地域産業資源に関する研究開発の成果等に応じて、機動的に見直し、充実をはかっていくこととする。

次に、地域産業資源活用への支援については、現在の消費者ニーズの高度化・多様化に応えていくには、単に商品の機能を高度化するととどまらず、デザインやその商品にまつわるストーリー性の提案など、消費者満足度の高い商品づくりが求められている。

また、長引く不況等により流通形態の変化も著しく、いわゆる「問屋抜き」の産直販売の一般化や、コンビニエンスストア、ネット販売といった販路の多様化がみられ、域外市場への販路開拓の難しさは格段に増している。

このことから、地域産業資源活用への支援にあたっては、マーケティング、技術開発、商品化、販路開拓といった、いわゆる川上から川下までの一貫した支援が重要となっており、マーケットインの商品開発は不可欠となっている。また、先端的な技術シーズや知的財産の応用、異業種間の連携促進による相乗効果の発揮、海外マーケットへの進出などについて取り組む重要性が増している。

このため、県内の地域産業資源活用事例の成果や研究開発の成果等から得た知識やノウハウを当該地域の中小企業者が活用しやすくなるよう、財団法人三重県産業支援センター、財団法人三重県農林水産支援センター、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、農業協同組合、観光協会等の関係団体及び三重県科学技術振興センターなどの研究機関と連携して、情報提供による積極的な事業活用やコーディネート活動を行っていく。

地域産業資源及びそれを活用した商品や役務に関する認知度を向上させるよう、地域内外の関係事業者や消費者等にホームページ等による積極的な情報提供を実施するとともに、販路開拓支援として自治体が積極的に調達することで信頼性の確保に取り組んでいくことも必要である。

大学等や地域の研究機関等と連携した研究開発や、地域内における新たな地域産業資源に関する事業者とマーケティング、ブランド戦略などに精通した有識者等の意見交換等を促進し、県施策との連携により、多様な地域の資源を活用した事業を創出支援していくことで、これまで経営資源として認識されていなかったものを新たな地域産業資源として開発していく。

* 地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（抜粋）

第2 地域産業資源の内容に関する事項

2 地域産業資源の特定

(1) 地域産業資源の属性

特定される地域産業資源は、次の 及び の属性を有するものとする。

地域の中小企業者が現にあるいは潜在的に活用可能であり、その活用を促進することで当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動や当該事業と密接に関連する事業活動を促進する可能性が高いものであること。

可能性の程度については、当該地域における中小企業者の技術、設備、人員、地域の業種構成や産業構造等を勘案して判断することとする。この際、当該地域産業資源を活用する可能性がある中小企業者が概ね10程度以上存在することが目安となる。

当該地域産業資源が、他地域の同種の地域産業資源と比べて生産量、品質、機能、歴史的・文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって消費者等に相当程度認識されているものであること。

認識の程度については、地域産業資源を特定する段階としては、次のイからニまでのいずれかに該当する程度の周知度が求められる。

イ 国の法令又は都道府県の条例その他これらに準ずるものに基づく指定等により公告されていること。

ロ 新聞・雑誌（都道府県内に広く流通しているもの）又は関連する専門誌等の媒体で集中的に又は長期にわたり（直近一年で十回又は五年にわたり年間三回程度が目安となる）紹介されていること。

ハ 当該地域産業資源を活用した中小企業者による事業活動が見込まれるものとして、都道府県等が都道府県内に広く流通する公的な媒体を用いて、ロと同程度の情報提供を行っていること。

ニ 都道府県内における消費者又は流通業者等に対する調査等により、当該地域の特徴的なものとして認知されていると判断される（認知されている割合が全体の半分程度が目安となる）ものであること。

2. 地域産業資源の内容

当県において、その地域産業資源を活用した中小企業による事業を促進する意義があると考えられる資源は以下のとおりである。

(1) 農林水産物

名称	地域産業資源の存する地域
真珠	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
松阪牛	津市、伊勢市、松阪市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町
伊勢えび	伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
鳥羽・志摩のかき	鳥羽市、志摩市
あわび	伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大紀町、南伊勢町、紀北町
伊勢茶	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、志摩市、菰野町、多気町、大台町、度会町、大紀町
ひじき	伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、南伊勢町
尾鷲ひのき	尾鷲市、紀北町
南紀みかん	熊野市、御浜町、紀宝町
大内山牛乳	大紀町
はまぐり	四日市市、桑名市
いかなご(こうなご)	津市、鈴鹿市
	鳥羽市
あなご	鈴鹿市
	伊勢市、鳥羽市、明和町
くろのり	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、鳥羽市、明和町
三重さつき	鈴鹿市
伊勢いも	多気町
蓮台寺柿	伊勢市、鳥羽市
やまとたちばな	鳥羽市
あおさ(ひとえぐさ)	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
あのりふぐ	志摩市
五ヶ所みかん	南伊勢町
伊賀牛	名張市、伊賀市
伊賀米	名張市、伊賀市
ぶどう	名張市、伊賀市
さんま	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
養殖まだい	尾鷲市、熊野市、大紀町、南伊勢町、紀北町
くえ	尾鷲市
はばのり	尾鷲市
渡利かき	紀北町

まこも	三重県全域
熊野地鶏	熊野市、御浜町、紀宝町
三重県産豚	三重県全域
小麦	三重県全域
大豆	三重県全域
榊原の古代米	津市
ちりめん	鳥羽市
わかめ	鳥羽市、志摩市、南伊勢町
あらめ	鳥羽市、志摩市、南伊勢町
椿	尾鷲市
甘夏	尾鷲市
三重なばな	桑名市、木曾岬町
トマト	桑名市、木曾岬町
芸濃ずいき	津市
あさり	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、明和町
松阪赤菜	松阪市
なまこ	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
桧扇貝（ひおうぎがい）	鳥羽市、志摩市、南伊勢町
海ぶどう	志摩市
青柳（ばかがい）	明和町
五ヶ所小梅	南伊勢町
マイヤーレモン	御浜町、紀宝町
鮎	三重県全域
杉	三重県全域
モロヘイヤ	三重県全域
ハナショウブ	三重県全域
たけのこ	桑名市
梨	津市
新姫	熊野市
自然薯	亀山市
虎の尾（とうがらし）	尾鷲市

60品目

(2) 鋳工業品及び鋳工業品の生産に係る技術

名称	地域産業資源の存する地域
伊賀くみひも	名張市、伊賀市
四日市萬古焼	四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
鈴鹿墨	鈴鹿市
伊賀焼	名張市、伊賀市
伊勢形紙	鈴鹿市

桑名の鋳物	四日市市、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町
伊勢春慶	伊勢市
伊勢玩具	伊勢市
伊勢の根付	伊勢市、松阪市、志摩市、明和町
那智黒石	熊野市
伊勢茶	三重県全域
ひのな漬	津市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市
たかな漬	熊野市
干しいも（きんこ）	伊勢市、志摩市
桑名サンダル	桑名市
大矢知手延べ素麺	四日市市
亀山のローソク	亀山市
松阪地域の製材品、木製品	松阪市、多気町、大台町、大紀町
二見の御塩	伊勢市
みえ尾鷲海洋深層水	尾鷲市
伊勢志摩の干物	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
東紀州の干物	尾鷲市、熊野市、紀北町、大紀町、御浜町、紀宝町
伊勢たくあん	三重県全域
三重の清酒	三重県全域
伊勢志摩の郷土寿司	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
熊野材	熊野市、御浜町、紀宝町
ひじき（伊勢方式）	三重県全域
伊勢うどん	三重県全域
タオル製品	三重県全域
織物性外衣・シャツ製品	三重県全域
內衣製品（下着・寝着製品）	三重県全域
日永うちわ	四日市市
伊勢木綿	津市
松阪木綿	松阪市、明和町
竹炭	南伊勢町
からすみ	尾鷲市
尾鷲地域の製材品、木製品	尾鷲市
水産練製品	三重県全域
海藻加工品	三重県全域
佃煮	三重県全域
薫製品	三重県全域
貝細工	志摩市
東紀州の郷土寿司	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

塩辛	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、志摩市、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
米酢	紀宝町
ジビエ料理	三重県全域
食用油	三重県全域
漁網製品	三重県全域
冷凍水産加工食品	三重県全域
醤油	三重県全域
米粉	三重県全域
牛肉加工品	三重県全域
萬金丹	伊勢市
梶賀のあぶり	尾鷲市
伊賀産菜種油	伊賀市

5 5 品目

(3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

名称	地域産業資源の存する地域
いなべ市農業公園	いなべ市
青川峡	いなべ市
阿下喜温泉	いなべ市
湯の山温泉	菰野町
関宿・亀山宿・坂下宿を基軸とした東海道歴史文化回廊	亀山市
坂本の棚田	亀山市
榊原温泉	津市
一身田寺内町	津市
津城跡	津市
国史跡齋宮跡	明和町
旧参宮街道	明和町
奥伊勢宮川峡自然公園	大台町、大紀町
伊勢河崎の町並み	伊勢市
二見浦表参道	伊勢市
おはらい町	伊勢市
外宮参道	伊勢市
鳥羽の離島	伊勢市、鳥羽市
鳥羽志摩の海女	鳥羽市、志摩市
安乗埼灯台	志摩市
大王埼灯台	志摩市
御座白浜	志摩市
リアス式海岸の英虞湾	志摩市
伊賀流忍者の里	伊賀市

俳聖・松尾芭蕉誕生地	伊賀市
上野城（白鳳城）下町	伊賀市
伊賀焼の里	伊賀市
赤目四十八滝	名張市
名張川	名張市
熊野古道（伊勢路）	尾鷲市、熊野市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町
みえ尾鷲海洋深層水アクア ステーション	尾鷲市
鬼ヶ城	熊野市
七里御浜	熊野市、御浜町、紀宝町
新鹿海水浴場	熊野市
丸山千枚田	熊野市
熊野川	紀宝町
鈴鹿山系（御在所岳、鎌ヶ 岳、釈迦ヶ岳）	菰野町
御殿場海岸	津市
青山高原	津市、伊賀市
松阪城下町	松阪市
伊賀の街道（伊賀街道、初 瀬街道、大和街道）	名張市、伊賀市
港町・城下町・鳥羽	鳥羽市
尾鷲地域の漁村・漁港	尾鷲市
三木里海水浴場	尾鷲市
夢古道おわせ	尾鷲市
熊野古道センター	尾鷲市
銚子川	紀北町
花の窟	熊野市
北山川	熊野市
紀州鉾山跡	熊野市
湯ノ口温泉	熊野市
入鹿温泉	熊野市
多気北畠氏遺跡	津市
三多気の桜	津市
健康の郷美杉（森林セラピ ー基地）	津市
蒼滝	菰野町
大石公園	菰野町
僧兵まつり	菰野町
大内山川	大紀町
滝原宮	大紀町
頭之宮四方神社	大紀町
大滝峡	大紀町
阿曾温泉	大紀町

笠木溪谷	大紀町
六華苑	桑名市
特殊狭軌(762mm)の北勢線	桑名市、いなべ市、東員町
多度大社と参道の街並み	桑名市
猪の倉温泉	津市

67ヶ所

3. 地域産業資源を用いて行う地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域経済の活性化を推進する方策

県民しあわせプラン第二次戦略計画では、地域経済の活性化をはかるためには、競争に打ち勝つ商品・サービスの高付加価値化・高度化のほか、それぞれの地域の人材、技術、伝統技術、特色ある農林水産品やものづくり基盤などの地域資源を活用した、多様な主体による地域の取組が必要とされている。

県内各地域の活力を維持発展させるため、それぞれの地域産業資源と地域の「知恵」・「やる気」を生かした活力ある地域産業の振興をはかり、地域の経済の活性化を推進するものとする。

(1) 個別地域産業資源に関する施策

2. で特定した地域産業資源は、活用可能性、相当程度の認識性の属性を満たしており、地域の中小企業が、他地域の企業と差別化をはかり、商品や役務の付加価値を高めるための重要な要素を持っている。

また、現状では法に基づく地域産業資源として認識性等の属性を有していなくても研究機関等と連携した研究開発や中小企業者の独自の商品開発等により、地域の中小企業者にとって競争力強化の源泉となり得る隠れた資源も多くある。

そのため、県の施策により、地域資源を活用した研究開発やブランド化、新たな商品開発、市場開拓を進めることで、国の地域産業資源活用事業との相乗効果により事業者の事業拡大を促し、地域の経済を活性化するため、次の施策に取り組むものとする。

地域産業振興方策実践支援事業

地域住民、市町、産業に携わる人々、関係団体等、地域の関係者が主体的に行う地域における産業振興方策の実践を支援する。

- ）地域産業振興方策の実践・策定・検証などのための話し合いの場づくりを支援。
- ）県内外での取組事例等を紹介する講演会・話し合いに取り組むための人材育成セミナーの開催。

地域資源価値創造・展開事業

地域資源を活用し地域の新商品づくりなどに直結する研究を行い、関連部局や地域の多様な主体と連携して知恵を生かした製品や技術の高度化・高付加価値化を進める。

- ）伊勢茶のブランド力の向上に貢献するため、品種特性に応じた栽培法や省力管理法を確立するとともに、茶園環境改善による早期成園化技術開発に取り組み、茶業界が行う「伊勢茶リフレッシュ運動」を支援。
- ）地域の生産者とともに、酒造適性に優れた酒造好適米の育成と安定生産に関する研究に取り組み、三重県産の酒造用原料米による地域特産酒の育成を支援。
- ）牛肉の赤身に含まれるうま味成分と脂肪質の分析及び味覚評価から、良好な食味を示す生産条件の検討、及びおいしい牛肉の生産。

- ）多様化する消費者ニーズに対応するため、地域の真珠養殖研究会や（財）三重県水産振興事業団と連携して、新たに付加価値の高い真珠の作出技術を開発。
- ）従来の陶磁器素地や釉薬への新機能の付与、および萬古急須や伊賀焼土鍋の機能性を強化する技術開発を行い、企業と共同した新製品開発。
- ）鋳物産業にかかる新製品開発研究会を開催し、研究会で提案された企画を企業と共同した新製品開発。

地域資源ブランド化支援事業

事業者のブランド化（高付加価値化）に対する取組を「三重ブランド」として適正に評価するとともに、農林水産に関する地域資源の発掘、再評価と併せて活用する人材を育成し、ブランド化を推進する。

地域産業創出活性化事業

伝統工芸品産業、地場産業をはじめ、地域の「人、技、伝統」などの地域資源を活用した新たな事業活動の取組を支援する。

- ）伝統工芸品産業、地場産業をはじめ、地域資源を活用した新たな事業創出をはかるため、新商品開発、販路開拓、人材育成、戦略策定を支援。
- ）地域内の多様な主体が連携して地域の魅力・資源を発掘し、創意工夫による事業化を支援。

みえ地域コミュニティ応援ファンド（果実運用型）事業

地域の知恵と知識を活用し、地域の特性や社会環境に応じた新たな地域ビジネスが次々と創出できる環境づくりのため、多彩なビジネスモデルの創出を促すとともに、地域の「やる気」を醸成する。

- ）地域の特性を生かした事業や地域課題に対応した事業など、多彩なビジネスモデルの初期段階の取組を果実運用型のファンドにより資金面から支援するとともに、事業の創出を担う人材の発掘や育成。

地域特性を生かした産業誘致促進事業

県南部地域の企業進出上の不利な条件を抱えると考えられる地域に対し、その地域の特性を生かした産業の誘致活動を展開することで、地域産業を活性化し、雇用の場の確保をはかる。

- ）立地企業に対する補助制度は、製造業のみならず地域資源を活用した新たな産業を対象業種とすることで、地域特性を生かした産業誘致の推進。さらに、補助要件を緩和するとともに補助率を優遇し、企業の初期投資に係る負担を軽減することで、企業がより進出しやすい条件の整備。
- ）進出企業に安価で競争力のある産業用地を提供できるよう、市町等が行う産業用地整備に対する補助制度の整備。

三重の観光プロデューサー設置事業

観光プロデューサーを配置し、そのノウハウを最大限に生かして、地域の観光商品づくりの取組を支援するとともに、観光商品化のプロセスを通じた人材育成やノウハウの蓄積、交流を進める。

）観光プロデューサーのノウハウを生かして、地域が主体的に取り組む、埋もれた資源等の発掘、磨き上げ、創造、商品化の取組に対する指導・助言、核となる人材の育成等を支援。

魅力ある観光地グレードアップ支援事業

魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出するため、地域が主体的に行う観光の魅力づくりの取組を支援する。

）市町や広域の協議会等が実施する、観光地としての快適性・利便性・話題性を創出し、より多くの来訪者の確保につながる受け皿整備等に係るソフト・セミハード事業を支援。

）市町や広域の協議会等が実施する、地域資源を活用した観光商品づくりや新ツーリズム関連産業（医療・健康・福祉・園芸・教育等）と連携したサービスの高付加価値化に向けた取組を支援。

熊野古道シャトルバスの活用による熊野古道の魅力増進事業

遠隔地等からの主要玄関口となる名古屋とすべての熊野古道の登り口、拠点施設となる熊野古道センターを結ぶシャトルバスを地域等と共同運行し、旅行者の利便性・快適性の向上に寄与する。さらに、シャトルバスを活用した観光商品を地域と協働して造成し、交流人口の増大と古道を生かした地域づくりを進める。

）全国から一人でも多くの観光客に訪れていただくため、シャトルバスを活用した旅行商品を開発・造成し、旅行会社に提案。

(2) 中小企業者等に対する総合的な支援

本県においては、中小企業による地域経済の活性化をはかるため、以下の総合的な施策により中小企業支援を実施する。

地域産業の活性化

- ）中小企業者の経営革新の取組みを支援するとともに、経営力向上に向けた事業戦略の構築や課題解決のための相談窓口、専門家派遣などを行うとともに、ハンズオン支援により、開発した新商品、新技術の市場性を高めるためのブラッシュアップ等を支援する。
- ）コミュニティビジネスの創出を支援するための啓発セミナー等の開催やアドバイザーの育成を行う。

ものづくり産業の高度化

- ）中小企業者等の取り組む新製品や新技術に関する研究開発を支援することで、中小企業の高度化・高付加価値化を推進し、オンリーワン企業の育成をめざす。
- ）中小企業が知的財産を経営資源として戦略的に活用できるように、中小・ベンチャー企業の知財創出のためのネットワークづくり、企業と研究者等のマッチングによる共同研究の創出など産学官連携・協働の取組を促進する。
- ）豊かな知識やノウハウを持つ退職人材の経験を活用することで、中小企業が抱かえる技術課題や人材育成への的確なサポートを実施する
- ）県内企業の海外取引や海外進出などの国際化について、日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携しながら、セミナーの開催や必要な情報の収集・提供などの支援を行う。

経営支援機能の充実

- ）商工会・商工会議所が取り組む経営改善普及事業を支援することにより、商工団体の経営支援機能の充実をはかる。
- ）商工会、商工会議所の合併・広域連携の推進と、人事・組織制度の改革の取組を支援し、地域の総合経済団体としての機能強化をはかる。
- ）中小企業団体中央会が取り組む事業協同組合等に対する窓口相談・巡回指導等を支援することにより、組合運営の適正化と競争力の強化をはかる。
- ）商工団体の職員を対象に、中小企業診断士等の専門資格の取得を進め、的確な経営支援を行えるよう、商工団体の指導力の向上をはかる。
- ）商工団体等の経営支援機能の強化をはかり、中小企業者に対してきめ細やかな支援を行える体制を整備するとともに、商工団体と地域の多様な主体との連携による地域経済を活性化する取組を支援する。

経営基盤の強化

- ）中小企業等の需要に応じた設備投資、運転資金等の融資を行い、経営基盤の確立強化を促進する。
- ）(財)三重県産業支援センターを通じ、設備資金の貸付を行い、小規模企業者等の創業、経営基盤強化に必要な設備機器類の導入促進をはかる。
- ）事業協同組合等への高度化資金の貸付を行い、経営の体質改善、環境変化への対応を促進する。

) 県内企業・団体の経営品質賞への取組を支援し、事業環境や市場の変化に即応した経営能力の向上をはかる。